



人と自然が輝く高原のまち 神石高原町

指定管理者 社会医療法人社団陽正会
神石高原町立病院

Jinsekikogen Town Hospital



神石高原町立病院 看護師就職支度金制度のご案内

看護師としてあなたのキャリアを活かしてみませんか
あなたの笑顔が病院の顔(ソール)です
看護師にやさしい環境は、患者さんにもきっとやさしい環境
今、求められる地域医療 熱意のある看護師さんを募集しています
感性を大切に 看護の喜びを感じて
地域のために働きたい
やっぱり看護師がしたい そんなあなたを応援します
看護師のチカラで人と医療をつなげる

今だけのビッグチャンス

看護師として当院の看護師就職内定者に対し、就職準備、自己研鑽等の費用として、神石高原町立病院看護師就職支度金を貸与し、就職のサポートをいたします。

対象者

貸与の申請日において、満40歳未満の看護師
(町内の医療機関又は介護事業所を退職した日
から町立病院採用日まで6箇月を経過して
いない者を除く)

貸与額

250万円を貸与します！

病院の職員として引き続き5年間業務に従事したときは支度金の返還が免除されます。
※返還免除となった場合には、収入となり所得税としておよそ10%から20%課税されます。

募集期間

平成31年3月31日まで

募集人員に達し次第終了とします。
(来年度以降も継続予定です。)

募集人員

2名程度

選考方法

申請書類を審査の上、決定します。

申請方法等の詳細につきましては、下記までご連絡下さい。担当職員がご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

申請書は神石高原町役場
保健課 病院事業係
でお受け取り下さい。



お問い合わせ

TEL 0847-89-3380

FAX 0847-85-3541

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島 1701 (神石高原町保健福祉センター内)
神石高原町保健課 病院事業係

■申し込み期間

○平成31年3月31日(日)まで

※ 募集人員に達し次第終了とします。

■貸与対象者

○町立病院への就職が内定し貸与の申請日において、満40歳未満の看護師

※ 町内の医療機関又は介護事業所を退職した日から町立病院の採用日まで6箇月を経過していない者を除く

※ 神石高原町に住所を有するという条件はありません。

※ 神石高原町医療従事者育成奨学金貸付条例により奨学金を受け、町立病院に就職内定した者も対象とします。

■貸与額と貸与期間

○250万円を限度とし5年間です。

※ 奨学金貸付条例により奨学金を受けた者は貸付けを受けた期間を加えます。



■支度金の貸与方法

○支度金は、申請者名義の預貯金口座に振り込みます。

■返還方法

○つぎの事由が生じた日の属する月の翌月1日から起算して1月以内に、貸与を受けた支度金の全部を返還してください。

- (1) 自己の都合により退職したとき。
- (2) 指定管理者から解雇されたとき。
- (3) 被貸与者が、支度金の貸与を受けてから町立病院の職員として採用に至らなかったとき。
- (4) 申請された内容について虚偽の内容が発覚したとき。

■返還の猶予

○町長がやむを得ない事由があると認めるとき。

※ 猶予する期間は、町長が相当と認める期間。

■返還免除

(1) 病院の職員として引き続き5年間業務に従事したとき。

(2) 奨学金貸付条例により奨学金を受けた者は病院の職員として奨学金貸付けを受けた期間を加えた期間引き続き業務に従事したとき。

(3) 在職期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難となったとき。

(4) 在職期間中に病院の都合により退職したとき。

■募集人員

○2名程度

■申請方法

○受付終了までに、次の書類を神石高原町役場保健課へ提出してください。

- ①神石高原町立病院看護師就職支度金貸与申請書(様式第1号)
 - ②保証書(様式第3号)
 - ③連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税の納税証明書
 - ④添付書類
- ※ 町長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

■貸付決定

○提出書類を審査し、町長が決定します。

■お問い合わせ先

○神石高原町役場
保健課(神石高原町保健福祉センター内)
病院事業係
〒720-1522
広島県神石郡神石高原町小島1701番地
電話0847-89-3380
FAX 0847-85-3541

HPアドレス：
<http://www.jinsekigun.jp>

E-mail：
jk-hoken@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

